

【 検 査 】

205 再診時の高血圧症に対する蛋白分画の算定について

《令和6年6月28日》

○ 取扱い

再診時の高血圧症に対するD007「4」蛋白分画の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

蛋白分画は、血清蛋白の分画を測定する検査で、蛋白成分の特徴的な変動を知ることにより、各種の疾患や病態把握に用いられる。

ただし、高血圧症患者においては、蛋白分画検査で特異的な変化は見られない。

以上のことから、再診時の高血圧症に対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。